

議案第21号	三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
税務課	地方税法の一部改正に伴い、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に係る規定を新設する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>《主な改正内容》</p> <p>①個人住民税の公的年金からの特別徴収を、納税義務者が市外転出後も継続する →第47条の2 特別徴収対象年金所得者の除外規定の削除</p> <p>②公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税の一本化 →付則第7条の4 上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人市民税の課税の特例規定の新設</p> <p>【施行期日】公的年金に係る特別徴収の見直し；平成28年10月1日 金融所得課税の一本化（付則第7条の4以降）；平成29年1月1日</p>	